

多言語遠隔医療通訳サービスのご案内



茨城県では、県内医療機関における外国人患者の受入れが円滑に進むよう、多言語遠隔医療通訳サービスを提供しています。

外国人患者対応においては、医療文化や習慣の違いに応じて、治療方法や必要な支援内容が変化するため、正確な通訳に加え、文化・習慣への配慮が必要となります。当サービスでは、これに対応できる医療通訳者をご用意しておりますので、外国人患者と医療機関等が相互に安心して受診・診療できるよう、ぜひご利用ください。

サービス概要

利用対象

茨城県内の医療機関・薬局 **※利用登録必須**

提供機能

- ① 電話回線による **電話通訳**
- ② 専用アプリによる **インターネット電話通訳**
- ③ 専用アプリによる **ビデオ通訳**
- ④ 専用アプリによる **機械翻訳**

事前予約不要

提供時間

①②④：24時間365日、③：平日8:30～18:00

提供言語 (32言語)

英語、ベトナム語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ポルトガル語、タイ語、シンハラ語、韓国語、ウルドゥー語、ネパール語、スペイン語、ロシア語、フランス語、モンゴル語、ヒンディー語、ペルシャ語、広東語、ミャンマー語、ベンガル語、ラオス語、アラビア語、ダリー語、イタリア語、クメール語、ドイツ語、トルコ語、台湾語、バシュトー語、ウクライナ語、タミル語、マレー語

※言語によっては、すぐに対応できない場合があります。

茨城県外国人患者受入環境整備推進事業 多言語遠隔医療通訳サービスのご案内

ご利用の流れ

Step 1. サービスの利用登録申し込み

初回のみ

- ◆ 「茨城県外国人患者受入環境整備推進事業利用規程」を確認
- ◆ 利用登録申し込み
(利用登録フォーム：<https://business.form-mailer.jp/fms/f814709e348974>
または 利用登録書のメール提出)
- ◆ 事務局からの登録完了メールを確認 (目安：申し込みから3営業日後)

利用登録フォーム



Step 2. 患者の同意（通訳利用前）

- ◆ 外国人患者から通訳サービスの利用について口頭で同意を得る
(同意を得る際、必要な範囲で通訳サービスをご利用ください。)

Step 3. 通訳利用開始

電話通訳

- ◆ 専用電話番号へ発信
- ◆ オペレーターへ希望する言語を伝える
- ◆ オペレーターが通訳者を呼び出し、通訳開始

インターネット電話通訳・ビデオ通訳

- ◆ 専用アプリ(※)から「インターネット電話通訳」または「ビデオ通訳」を選択
- ◆ オペレーターへ希望する言語を伝える
- ◆ オペレーターが通訳者を呼び出し、通訳開始

※事前の利用登録に加えて、アプリ(無料)のダウンロードが必要です。
また、アプリのダウンロードにはスマートフォンまたはタブレット端末が必要です。

【参考】機械翻訳・医療通訳の使い分け

機械翻訳

⇒専門性・個別性が低い場面
(例：受付・検査の指示など)

医療通訳

⇒専門性・個別性が高い場面
(例：診察・IC・副作用の説明など)

お問合せ先

- 茨城県外国人患者受入環境整備推進事業事務局（受託事業者：メディフォン株式会社）



050-3172-8522



ibaraki@mediphone.jp

お問合せフォーム：<https://business.form-mailer.jp/fms/690c1bee348994>

(委託元：茨城県保健医療部医療局医療政策課)

【お問合せフォーム】



2026.7発行